

# お問合せ

お困りごと相談センター		 県 新型コロナウイルスお困りごと相談センター Tel: <b>026-235-7077</b>
融 資	日本政策金融公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫 Tel: <b>0120-154-505</b>
	商工中金による危機対応融資	商工組合中央金庫 Tel: <b>0120-542-711</b>
	長野県中小企業融資制度資金	県内金融機関  県 産業労働部 Tel: <b>026-235-7200</b>
	新型コロナ特例リスケジュール	 県 中小企業再生支援協議会 Tel: <b>026-227-6235</b>
給 付 金 ・ 助 成 金 ・ 補 助 金	県市町村連携 新型コロナウイルス 拡大防止協力金・支援金	 県 協力金等の申請受付担当 Tel: <b>026-235-7382</b>
	新型コロナウイルス危機突破支援金	 県 最寄りの地域振興局商工観光課
	家賃支援給付金	家賃支援給付金コールセンター Tel: <b>0120-653-930</b>
	持続化給付金	持続化給付金事業コールセンター Tel: <b>0120-115-570</b> Tel: <b>03-6831-0613</b>
	雇用調整助成金	長野労働局 Tel: <b>026-226-0866</b>
	小学校休業等対応助成金	学校等休業助成金・支援金 相談コールセンター Tel: <b>0120-60-3999</b>
	小学校休業等対応支援金	学校等休業助成金・支援金 相談コールセンター Tel: <b>0120-60-3999</b>
	飲食・サービス業等 新型コロナウイルス対策応援事業	 県 営業局 Tel: <b>026-235-7248</b>
	高機能換気設備等の導入支援事業	静岡県環境資源協会 Tel: <b>054-266-4161</b>
	ものづくり・商業・サービス補助金	ものづくり補助金事務局 Tel: <b>050-8880-4053</b>
	持続化補助金（コロナ特別対応型）	最寄りの商工会議所・商工会
	コロナ特別対応型持続化支援事業	 県 産業労働部 Tel: <b>026-235-7195</b>
IT導入補助金	サービスデザイン推進協議会 Tel: <b>0570-666-424</b>	
税 ・ 保 険 料 猶 予	納税猶予 欠損金繰戻しによる還付 中小企業等事業用資産に係る軽減 中小企業等生産性革命に向けた設備等 中小企業等テレワーク設備等 自動車税環境性能割の軽減延長 消費税の課税事業者選択適用 特別貸付に係る非課税措置	最寄りの 税務署 県税事務所 市町村
	厚生年金保険料等の納付猶予	各年金事務所



新型コロナウイルス感染症で  
影響を受けている

# 長野県の 中小企業者の みなさまへ

資金繰りや雇用、納税などでお困りの方へ  
各種支援策を実施しておりますのでご活用下さい。

新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業者向けポータルサイト

長野県 コロナ 中小企業者



<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona.html>

長野県産業労働部（2020年7月9日現在）

支援別	目的	事業名	内容	お問合せ
融 資	資金繰りのために融資を受けたい	日本政策金融公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付	【無利子融資】 融資限度額（別枠）：中小事業 6 億円／国民事業 8,000 万円 金利：当初 3 年間 基準金利▲0.9%（据置期間 5 年以内） ※要件を満たした場合は <b>当初 3 年間利子補給を実施（上限額有）</b>	日本政策金融公庫 Tel: <b>0120-154-505</b>
		商工中金による危機対応融資	【無利子融資】 融資限度額：6 億円 金利：3 年間基準金利▲0.9%（据置期間 5 年以内） ※要件を満たした場合は <b>当初 3 年間利子補給を実施（上限額有）</b>	商工組合中央金庫 Tel: <b>0120-542-711</b>
		長野県中小企業融資制度資金	【無利子融資】 融資限度額：4,000 万円（設備資金と運転資金の合計） 金利：年 1.3% 又は年 1.6%（据置期間 5 年以内） ※要件を満たした場合は <b>当初 3 年間利子補給を実施</b>  【低金利融資】 融資限度額：（設備）6,000 万円／（運転）8,000 万円 金利： <b>年 0.8%</b> （据置期間 2 年以内）	県内金融機関 ☎ 県 産業労働部 Tel: <b>026-235-7200</b>
	既存の借入の <b>返済猶予</b> を受けたい	新型コロナ特例リスケジュール	再生計画策定支援 既存の借入に <b>最大 1 年間の返済猶予</b>	☎ 県 中小企業再生支援協議会 Tel: <b>026-227-6235</b>
給 付 金 ・ 助 成 金 ・ 補 助 金	感染拡大防止のために 県の <b>休業要請等に全面協力したい</b>	県市町村連携 新型コロナウイルス 拡大防止協力金・支援金	法令に基づく県からの要請に協力して施設の使用停止（休業）や営業時間の短縮等（4/24～5/6）を行った事業者 協力金等：1 事業者当たり <b>30万円</b> （1 回限り）	☎ 県 協力金等の申請受付担当 Tel: <b>026-235-7382</b>
	<b>感染防止を行うための支援を受けたい</b>	新型コロナウイルス危機突破支援金	健康・理美容業等の業種で感染防止策に取り組む小規模事業者 補助金：1 事業者当たり <b>10万円</b> （定額・1 回限り）	☎ 県 最寄りの地域振興局商工観光課
	<b>賃料の負担を軽減</b> したい	家賃支援給付金	給付額：法人 <b>最大 600 万円</b> ／個人事業主 <b>最大 300 万円</b> 以内	家賃支援給付金コールセンター Tel: <b>0120-653-930</b>
	<b>売上が半減した中小企業・個人事業主 で給付金を受け取りたい</b>	持続化給付金	給付額：法人 <b>200 万円</b> 以内／個人事業主 <b>100 万円</b> 以内 ※フリーランス（受託契約による業務請負者）を含む	持続化給付金事業コールセンター Tel: <b>0120-115-570</b> Tel: <b>03-6831-0613</b>
	事業活動を縮小したので、 従業員に <b>休業手当等を支払いたい</b>	雇用調整助成金	休業手当×助成率：中小企業 <b>4/5（10/10）</b> 、大企業 <b>2/3（3/4）</b> ※括弧内は解雇等を行わない場合。上限 <b>15,000 円/人・日</b>	長野労働局 Tel: <b>026-226-0866</b>
	<b>学校休業等で従業員が休業</b>	小学校休業等対応助成金	給付額：賃金相当額 上限 <b>8,330 円/人・日</b> ※令和 2 年 4 月 1 日以降の休暇取得については、上限を 15,000 円に引上げ。	学校等休業助成金・支援金 相談コールセンター Tel: <b>0120-60-3999</b>
	<b>学校休業等で個人事業主等が休業</b>	小学校休業等対応支援金	給付額： <b>4,100 円/日</b> （定額）	☎ 県 営業局 Tel: <b>026-235-7248</b>
	他の事業者と <b>共同して新しい事業に 取り組みたい</b>	飲食・サービス業等 新型コロナウイルス対策応援事業	補助対象者：事業者グループ（3 社以上） 補助率：ハード事業 <b>9/10</b> 以内、ソフト事業 <b>10/10</b> 以内 補助上限額： <b>300 万円</b>	静岡県環境資源協会 Tel: <b>054-266-4161</b>
	<b>高機能換気設備を導入したい</b>	高機能換気設備等の導入支援事業	補助上限額： <b>1,000 万円</b> 補助率：中小企業者 <b>2/3</b> 、大企業 <b>1/2</b>	ものづくり補助金事務局 Tel: <b>050-8880-4053</b>
	<b>新製品・サービス開発等の設備投資</b>	ものづくり・商業・サービス補助金	補助上限額： <b>1,000 万円</b> 補助率：類型 A <b>2/3</b> 、類型 B・C <b>3/4</b> （特別枠）	最寄りの商工会議所・商工会
	<b>販路開拓</b> したい	持続化補助金（コロナ特別対応型）	補助上限額： <b>100 万円</b> 補助率：類型 A <b>2/3</b> 、類型 B・C <b>3/4</b> （特別枠）	☎ 県 産業労働部 Tel: <b>026-235-7195</b>
	<b>ITツールを導入</b> （テレワーク等）したい	コロナ特別対応型持続化支援事業	持続化補助金（コロナ特別対応型）に加え、 <b>県が上乗せ補助</b> を実施。 補助上限額： <b>135 万円</b> （国 100 万円、県 35 万円）類型 A <b>120 万円</b> （国 100 万円、県 20 万円）類型 B・C 補助率： <b>9/10</b> （国と県の補助率の合計） ※事業再開枠を除く	サービスデザイン推進協議会 Tel: <b>0570-666-424</b>
税 ・ 保 険 料 猶 予	現在、 <b>納税</b> が厳しい	IT導入補助金  （類型 A：サプライチェーンの毀損への対応、類型 B：非対面型ビジネスモデルへの転換、類型 C：テレワーク環境の整備）	補助額： <b>30 万円～450 万円</b> 補助率：類型 A <b>2/3</b> 、類型 B・C <b>3/4</b> （特別枠）	
	<b>社会保険料</b> 等が支払えない	厚生年金保険料等の納付猶予	事業休止や著しい損失が生じた場合、 <b>1 年間納付猶予</b>	最寄りの 税務署 県税事務所 市町村
		納税猶予＜証紙徴収を除く <b>全税目法人税中小企業等事業用資産に係る軽減＜<b>固定資産税</b>・<b>都市計画税</b>＞ 中小企業等生産性革命に向けた設備等＜<b>固定資産税</b>＞ 中小企業等テレワーク設備等＜<b>法人税</b>・<b>所得税</b>＞ 自動車税環境性能割の軽減延長＜<b>自動車税</b>・<b>軽自動車税</b>＞ 消費税の課税事業者選択適用＜<b>消費税</b>＞ 特別貸付に係る非課税措置＜<b>印紙税</b>＞</b>		各年金事務所